

居宅介護支援重要事項説明書

1. 事業者

事業者の名称	合同会社 サイン
法人 所在地	青森県三戸郡階上町角柄折東平4-85
法人種別	営利法人
代表者 氏名	酒田 静一

2. 運営の目的と方針

要介護状態にある利用者に対し適切な居宅介護支援サービスを提供することを目的とします。その運営に際しては、利用者の居宅を訪問し、要介護者の有する能力や提供を受けている指定居宅サービス、また、そのおかれている環境等の課題分析を通じて、自立した日常生活を営むことが出来るように「居宅サービス計画」等の作成及び変更をします。

また、関係市町村や地域包括支援センター及び地域の保健・医療・福祉サービスと綿密な連携及び連絡調整を行い、サービス担当者会議等の開催を通じて実施状況の把握に努めます。

3. 概要

(1) 居宅介護支援事業者の指定番号及びサービス提供地域

事業所名	ケアプランセンターつなぐ
所在地	青森県三戸郡階上町蒼前西7丁目9-2771 パレセイユ B101
介護保険指定番号	0272702093
サービス提供地域	階上町 八戸市

(2) 職員体制

従業員の職種	業務内容	人数
管理者	事業所の運営及び業務全般の管理	1人
主任介護支援専門員	居宅介護支援サービス等に係わる業務	2人（内1名は 管理者兼務）
介護支援専門員	居宅介護支援サービス等に係わる業務	2人

(3) 勤務体制

平 日 (月)～(金)	午前8時30分～午後17時30分・土・日・祝祭日は日直対応 原則として、土・日・祝祭日及び年末年始を除く
緊急連絡先	24時間対応（営業時間外電話番号） ・ 080-7723-3189

(4) 居宅介護支援サービスの実施概要

事 項	備 考
課題分析の方法	『全国社会福祉協議会方式』を使用し、厚生省の標準課題項目に準じて最低月1回は利用者の居宅を訪問し、適切な期間に計画の実施状況の把握を行う
研 修 の 参 加	現任研修等、資質向上のため必要な研修に計画的に参加
担 当 者 の 変 更	担当の介護支援専門員の変更を希望する方は対応可能

(5) 利用料金及び居宅介護支援費

別紙1 を参照

- ・ 居宅介護支援費〔減算〕
- ・ 特定事業所加算 当事業所は、特定事業所加算Ⅲを算定しています。
- ・ 加算について

4. 利用者からの相談または苦情に対応する窓口

(1) 円滑かつ迅速に苦情処理を行う対応方針等

苦情があった場合は直ちに連絡を取り、詳しい事情を聞くとともに、担当者及びサービス事業者から事情を確認します。また、管理者が必要と判断した場合は、管理者等を含み検討会議を実施し、検討の結果及び具体的な回答を直ちに苦情主訴者に伝え、納得がいくような理解を求めます。

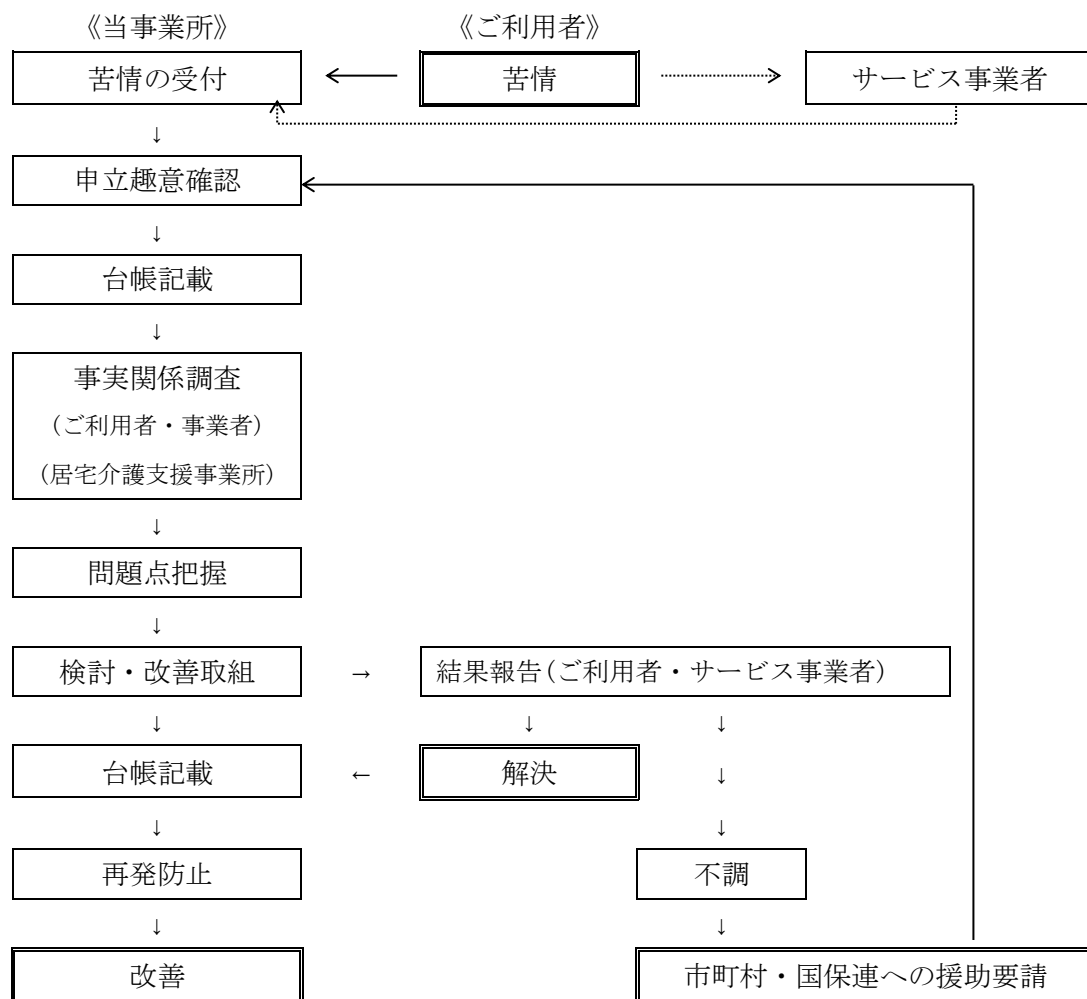
(2) 事業所の苦情相談窓口

- ①苦情受付担当者 : 天摩 克子
- ②苦情解決責任者 : 白井 握美
- ③電 話 番 号 : 0178-51-9742
- ④F A X 番 号 : 0178-51-9743
- ⑤受 付 時 間 : 月～金 8:30～17:30

(3) 事業所以外の相談・苦情窓口（合同会社サイン本部）

- ①本部苦情解決責任者 : 代表社員 酒田 静一
- ②電 話 番 号 : 080-6020-7972
- ③F A X 番 号 : 0178-38-5744
- ④受 付 時 間 : 月～土 8:30～17:30

(4) 苦情処理フロー



(5) 苦情があったサービス事業者に対する対応方針等

サービス事業者よりの対応状況も正確に確認するとともに、その苦情の真の原因を突き止め、よりよいサービスが提供されるよう、十分な話し合い等を実施します。また、定期的にサービス事業者を訪問し、円滑な対応が図れるようにします。

(6) 苦情申立機関が下記のとおり設置されております。

外部苦情相談窓口

青森県国民健康保険団体連合会	電話 番号	0 1 7 - 7 2 3 - 1 3 3 6
	ファックス番号	0 1 7 - 7 2 3 - 1 0 0 8
階上町介護福祉課	電話 番号	0 1 7 8 - 8 8 - 2 1 1 5
	ファックス番号	0 1 7 8 - 8 0 - 1 0 6 5
八戸市介護保険課	電話 番号	0 1 7 8 - 4 3 - 2 1 1 1
	ファックス番号	0 1 7 8 - 4 7 - 0 7 3 2

5. 事故発生時の対応

事業者の過誤及び過失の有無に関らず、サービス提供の過程において発生した利用者の身体的又は精神的に通常と異なる状態でサービス提供事業者から連絡があった場合は、下記のと通りの対応を致します。

①事故発生の報告

事故により利用者の状態に影響する可能性がある場合は、速やかに市町村（保険者）に報告します。

②処理経過及び再発防止策の報告

①の事故報告を行った場合は、処理経過、事故発生の原因及び再発防止策を策定し市町村（保険者）に報告します。なお、軽微な事故であってもその事故についての検証を行い、再発防止に努めます。

③損害賠償について

利用者に対して当事業所の居宅支援の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、速やかに損害賠償いたします。

6. 緊急時の対応方法

事業者はサービス事業者から緊急の連絡があった場合には、予め確認している連絡先及び医療機関に連絡を行い指示に従います。

7. 主治の医師及び医療機関等との連絡

事業者は利用者の主治の医師及び関係医療機関との間において、利用者の疾患に関する情報について必要に応じ連絡をとらせていただきます。そのことで利用者の疾患に対する対応を円滑に行うことを目的とします。この目的を果たすために、以下の対応をお願いいたします。

①利用者の不測の入院時に備え、担当の居宅介護支援事業者が医療機関に伝わるよう、入院時に持参する医療保険証またはお薬手帳等に、当事業所名及び担当の介護支援専門員がわかるよう、名刺を張り付ける等の対応をお願いいたします。

②また、入院時には、ご本人またはご家族から、当事業所名及び担当介護支援専門員の名称を伝えていただきますようお願いいたします。

③訪問リハビリテーション及び通所リハビリテーションの利用については、入院中の医療機関の医師からの意見を踏まえ、速やかに医療サービスを含む居宅サービス計画を作成します。また、医療サービスを居宅サービス計画に位置付ける場合は、主治の医師等の指示があることを確認します。

8. 他機関との各種会議等

①利用者等が参加せず、医療・介護の関係者のみで実施するものについて、「医療・介護連携事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」及び「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」等を参考にして、テレビ電話等を活用しての実施を行います。

- ② 利用者等が参加して実施するものについて、上記に加えて、利用者等の同意を得た上で、テレビ電話等を活用して実施します。

9. 秘密の保持

- ① 事業者は、介護支援専門員及び事業者の使用する者は、サービス提供する上で知り得た利用者及び家族に関する秘密を、正当な理由なく第三者に漏らしません。
この守秘義務は契約終了後も同様です。
- ② 事業者は、利用者から予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等において利用者の個人情報を用いません。
- ③ 事業者は、利用者の家族から予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等において、当該家族の個人情報を用いません。

10. 個人情報の保護について

- ① 利用者の個人情報を含むサービス計画、各種記録等については、関係法令及びガイドライン等に基づき個人情報の保護に努めます。
- ② 事業者は、利用者及び家族に関する個人情報が含まれる記録物（紙によるものの他、電磁的記録を含む）については、適切な方法をもって管理し、また処分の際にも第三者への漏洩を防止するものとします。
- ③ 事業者が管理する情報については、利用者の求めに応じてその内容を開示することとし、開示の結果、情報の訂正、追加または削除を求められた場合は、遅滞なく調査を行い、利用目的の達成に必要な範囲内で訂正等を行うものとします。（開示に際して複写料など必要な場合は利用者の負担となります。） 複写料：1枚 10円

11. 利用者自身によるサービスの選択と同意

- ① 利用者自身がサービスを選択することを基本に支援しサービスの内容、利用料等の情報を適正に利用者または家族に対して提供するものとします。
- ・指定居宅介護支援の提供の開始に際し、予め利用者に対して、複数の指定居宅サービス事業者等を紹介するように求める事が出来ること、利用者は居宅サービス計画に位置付けた指定居宅サービス事業所等の選定理由の説明を求めることができます。
 - ・特定の事業者に不当に偏した情報を提供するようなことや、利用者の選択を求めることなく同一の事業主体のみによる居宅サービス計画原案を提示することはいたしません。
 - ・居宅サービス計画等の原案に位置付けた指定居宅サービス等について、指定居宅サービス等の担当者からなる、サービス担当者会議の招集ややむをえない場合には照会等により、当該居宅サービス計画等の原案の内容について、専門的な見地からの意見を求め、利用者及び当該サービス担当者との合意を図ります。

1 2. モニタリングの実施について

- ① 終末期の医療・ケアの方針に関する利用者又は家族の意向を把握するため、医師が医学的知見に基づき回復の見込みがないと判断した場合、利用者又はその家族の同意を得た上で、主治の医師等の助言を得ながら、通常よりも頻回に居宅訪問（モニタリング）をさせていただき、利用者の状態やサービス変更の必要性等の把握、利用者への支援を実施します。その際に把握した利用者の心身の状態を記録し、主治の医師やケアプランに位置付けた居宅サービス事業者へ提供することで、その時々状態に即したサービス内容の調整等を行います。
- ② モニタリングの方法
 - i. 1月に1回利用者の居宅を訪問することによって行う方法。
 - ii. 次のいずれにも該当する場合であって、2月に1回、利用者の居宅を訪問し、利用者の居宅を訪問しない月においては、テレビ電話装置等を活用して行う方法。
 - ア. テレビ電話装置等の利用について文書により利用者の同意を得ること
 - イ. サービス担当者会議等において、次項について主治医、担当者その他の関係者の合意をえること
 - ・利用者の心身の状態が安定していること
 - ・利用者がテレビ電話装置等を介して意思疎通ができること（家族のサポート含む）
 - ・テレビ電話装置等を活用したモニタリングでは収集できない情報について、他のサービス事業者から情報の提供を受けること
 - ウ. 少なくとも2月に1回（介護予防支援の場合は6月に1回）は利用者の居宅を訪問すること

1 3. 公正中立性の確保

ケアマネジメントの公正中立性の確保のため、全6ヶ月間に作成したケアプランにおける訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与の各サービスの割合、同一事業所によって提供された割合について説明し、特定の種類、特定の指定居宅サービス事業所等に不当に偏ることのないよう指定居宅介護支援の提供を行います。

別紙2 を参照

1 4. ハラスメントに関する事項

利用者及びその家族等は、介護支援専門員に対する次の行為は許されません。

- (1) セクシャルハラスメント
意に添わない性的誘いかけ、好意的な態度の要求等、性的な嫌がらせ行為
- (2) 身体的暴力
身体的な力を使って危害を及ぼす行為。
- (3) 精神的暴力
個人の尊厳や人格を言葉や態度によって傷つけたり、おとしめたりする行為
※職場におけるハラスメント防止及び利用者家族又はその家族からの訪問介護に対するハラスメント等の防止のため相談窓口を定め、必要な措置を講じます。

1 5. 虐待防止のための措置について

事業所は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

- (1) 虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。
- (2) 虐待の防止のための指針を整備する。
- (3) 従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施する。
- (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者（管理者）を置く。

事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

1 6. 身体拘束について

事業所は、当該利用者又は他の利用者等の生命または身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体拘束等」という。）は行わない。やむを得ず身体拘束を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録するものとする。

1 7. 業務継続計画について

事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対し指定訪問介護の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

事業所は、従業員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するものとする。

事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて変更を行うものとする。

1 8. 衛生管理等について

事業所は、介護支援専門員等の清潔の保持及び健康状態の管理を行うとともに、事業所の設備及び備品等の衛生的な管理に努めるものとする。

事業所は、事業所において感染症が発生し、またはまん延しないように次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

- (1) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話等を活用して行うことが出来るものとする。）を概ね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底をはかる。
- (2) 事業所における感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備する。
- (3) 事業所において、従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施する。
- (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者（管理者）を置く。

当事業者は、居宅介護支援の提供にあたり利用者に上記のとおり重要事項を説明しました。
この証として本書2通を作成し、利用者、事業者が署名し、各自1通を保有するものとします。
但し、利用者の利便性向上や介護サービス事業者の業務負担軽減の観点から、政府の方針も踏まえ、重要事項説明書等における利用者等への説明・同意について、
ア 利用者等の押印について、求めないことが可能とします。

令和 年 月 日

居宅介護支援サービスの提供に際し、本書面の重要事項の説明を行いました。

事業者名 ケアプランセンターつなぐ
所在地 青森県三戸郡階上町蒼前西7丁目9-2771 パレセイユ B101
管理者 白井 握美
説明者

令和 年 月 日

私は本書面に基づいて事業者から重要事項の説明を受け、居宅介護支援サービスの提供開始に同意しました。

利 用 者

住 所 _____

氏 名 _____

代 理 人

住 所 _____

氏 名 _____

(続 柄)

別紙 1

利用料金及び居宅介護支援費

居宅介護支援費Ⅰ

居宅介護支援（ⅰ）	介護支援専門員 1 人あたりの取扱件数が 45 件未満	要介護 1・2	1,086 単位
		要介護 3・4・5	1,411 単位
居宅介護支援（ⅱ）	介護支援専門員 1 人あたりの取扱件数が 40 件以上で 60 件未満	要介護 1・2	544 単位
		要介護 3・4・5	704 単位
居宅介護支援（ⅲ）	介護支援専門員 1 人あたりの取扱件数が 60 件以上	要介護 1・2	326 単位
		要介護 3・4・5	422 単位

居宅介護支援費Ⅱ

居宅介護支援（ⅰ）	介護支援専門員 1 人あたりの取扱件数が 50 件未満	要介護 1・2	1,086 単位
		要介護 3・4・5	1,411 単位
居宅介護支援（ⅱ）	介護支援専門員 1 人あたりの取扱件数が 50 件以上 60 件未満	要介護 1・2	527 単位
		要介護 3・4・5	683 単位
居宅介護支援（ⅲ）	介護支援専門員 1 人あたりの取扱件数が 60 件以上	要介護 1・2	316 単位
		要介護 3・4・5	410 単位

介護予防支援費（要介護 1・2）

（１）地域包括支援センターが行う場合	422 単位
（２）指定居宅介護支援事業所が行う場合	472 単位

利用料金及び居宅介護支援費[減算]

特定事業所集中減算	正当な理由なく特定の事業所に80%以上集中等 (指定訪問介護・指定通所介護・指定地域密着型通所介護・指定福祉用具貸与)	1月につき200単位減算
運営基準減算	適正な居宅介護支援が提供できていない場合 運営基準減算が2月以上継続している場合算定できない	基本単位数の50%に減算
業務継続計画未実施減算	・感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するサービスの提供を継続的に実施するため、及び非常時の体制の早期業務改善再開を図るための計画を策定していない。 ・当該業務継続計画に従い必要な措置を講じていない	所定単位数の100分の1に相当する単位数を減算
高齢者虐待防止措置 未実施減算	① 虐待防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等の活用可)を定期的に開催し、従業者へ周知徹底がされていない。 ② 虐待防止の指針の整備がされていない。 ③ 従業者への虐待防止のための研修の定期的実施をしていない。 ④ 上記措置を実施するための担当者の設置されていない。	所定単位数の100分の1に相当する単位数を減算
身体拘束廃止未実施減算	① 身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、入所者の心身の状況並びに緊急でやむを得ない理由を記録 ② 身体拘束適正化委員会を3月に1回以上開催、職員へ周知徹底 ③ 身体拘束等の適正化のための指針の整備 ④ 職員に対して身体拘束等の適正化のための研修を定期的実施	所定単位数の100分の1に相当する単位数を減算

特定事業所加算

算定要件		加算 (I) (519 単位)	加算 (II) (421 単位)	加算 (III) (323 単位)	加算 (A) (114 単位)
①	常勤かつ専従の主任介護支援専門員を 1 名以上配置していること		○	○	○
②	常勤かつ専従の主任介護支援専門員 2 名以上配置していること	○			
③	常勤かつ専従の介護支援専門員を 3 名以上配置していること	○	○		
④	常勤かつ専従の介護支援専門員を 2 名以上配置していること			○	
⑤	常勤かつ専従の介護支援専門員を 1 名以上、専従の介護支援専門員を常勤換算で 1 名以上配置していること（非常勤は他事業所との兼務可）				○
⑤	利用者に関する情報又はサービス提供に当たっての留意事項に係る伝達事項等を目的とした会議を定期的を開催すること	○	○	○	○
⑥	24 時間連絡体制を確保し、かつ、必要に応じて利用者等の相談に対応する体制を確保していること	○	○	○	○ (連携でも可)
⑦	算定日が属する月の利用者総数のうち要介護 3～要介護 5 である者が 4 割以上であること	○	×	×	×
⑧	介護支援専門員に対し計画的に研修を実施していること	○	○	○	○ (連携でも可)
⑨	地域包括支援センターから支援から支援困難な事例を紹介された場合においても居宅介護支援を提供していること	○	○	○	○
⑩	家族に対する介護等を行っているヤングケアラー、障がい者、生活困窮者、難病患者等、他制度に関する知識などに関する事例検討会、研修等に参加していること	○	○	○	○
⑪	居宅介護支援費に係る特定事業所集中減算の適用を受けていないこと	○	○	○	○
⑫	介護支援専門員 1 人あたりの利用者の平均件数が 45 名未満（居宅介護支援費 (II) を算定している場合は 50 名未満であること）	○	○	○	○
⑬	介護支援専門員実務研修における科目『ケアマネジメントの基礎技術に関する実習』等に協力または協力体制を確保していること	○	○	○	○ (連携でも可)
⑭	他の法人が運営する指定居宅介護支援事業者と共同で事例検討会、研修会等実施していること	○	○	○	○ (連携でも可)
⑮	必要に応じて、多様な主体等が提供する生活支援のサービス（インフォーマルサービス含む）が包括的に提供されるような居宅サービス計画を作成していること	○	○	○	○

特定事業所医療介護連携加算 125 単位

算定要件	
①	前々年度の 3 月から前年度の 2 月迄の間、退院退所加算の算定における病院及び介護保険施設との連携の回数の合計が 35 回以上であること
②	前々年度の 3 月から前年度の 2 月までの間においてターミナルケアマネジメント加算を 15 回以上算定していること
③	特定事業所加算（Ⅰ）（Ⅱ）（Ⅲ）のいずれかを算定していること

加算について

初 回 加 算	新規として取り扱われる計画を作成した場合	300 単位
入院時情報連携加算（Ⅰ）	病院又は診療所に入院した日のうちに（入院日以前も含む）、当該病院又は診療所の職員に対して必要な情報提供を行った場合	250 単位
入院時情報連携加算（Ⅱ）	病院又は診療所に入院した日の翌日又は翌々日に、当該病院又は診療所の職員に対して必要な情報提供を行った場合	200 単位
イ）退院・退所加算（Ⅰ）イ	病院又は診療所・介護保険施設等の職員から利用者に係る必要な情報提供をカンファレンス以外の方法により一回受けていること	450 単位
ロ）退院・退所加算（Ⅰ）ロ	病院又は診療所・介護保険施設等の職員から利用者に係る必要な情報提供をカンファレンスにより一回受けていること	600 単位
ハ）退院・退所加算（Ⅱ）イ	病院又は診療所・介護保険施設等の職員から利用者に係る必要な情報提供をカンファレンス以外の方法により二回受けていること	600 単位
ニ）退院・退所加算（Ⅱ）ロ	病院又は診療所・介護保険施設等の職員から利用者に係る必要な情報提供を二回受けており、うち一回はカンファレンスによること	750 単位
ホ）退院・退所加算（Ⅲ）	病院又は診療所・介護保険施設等の職員から利用者に係る必要な情報提供を三回以上受けており、うち一回はカンファレンスによること	900 単位
通院時情報連携加算	利用者が医師の診察を受ける際に同席し、医師又は歯科医師に利用者の心身の状況や生活環境等の必要な情報提供を行い、医師又は歯科医師等から利用者に関する必要な情報提供を受けた上で、居宅サービス計画等に記録した場合	50 単位
ターミナル ケアマネジメント加算	在宅で死亡した利用者に対して、終末期の医療やケアの方針に関する当該利用者又はその家族の意向を把握したうえで死亡日及び死亡日前 14 日以内に 2 日以上居宅を訪問し心身状況を記録し、主治医及び居宅サービス計画に位置付けた居宅サービス事業者に提供した場合に算定	400 単位
緊急時等 居宅カンファレンス加算	病院又は診療所の求めにより当該病院又は診療所の職員と共に利用者の居宅を訪問し、カンファレンスを行い、必要に応じて居宅サービス等の利用調整を行った場合	200 単位

別紙 2

当事業所のケアプランの訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与の利用状況は以下のとおりです。

①前6か月間に作成したケアプランにおける、訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与の各サービスの利用割合

訪問介護	34.3%
通所介護	42.2%
地域密着型通所介護	6.8%
福祉用具貸与	64.5%

②前6か月間に作成したケアプランにおける、訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与の各サービスごとの、同一事業者によって提供されたものの割合

訪問介護	ヘルパーセンターサイン	26.2%
	階上社協ヘルパー	11.3%
	ヘルパーセンターかつこうの森	9.3%
通所介護	デイサービスセンターかつこうの森	23.7%
	デイサービスセンター臥牛苑	19.1%
	デイサービスみほの・デイサービスあんず	12.2%
地域密着型通所介護	リハビリデイサービスサンテ	40.0%
	ホップステップサンテ	
	かなえるデイサービスまる	31.1%
	二重まる&キャトルフィユ	
	コンパスウオーク八戸新井田 デイサービスしもなが よもぎ鍼灸院デイサービスセンター	13.3%
福祉用具貸与	ケアサプライアルック	33.2%
	アメニティ・ライフ	30.8%
	パナソニックエイジフリーショップ青森	9.6%

令和6年度前期届出（令和6年9月～令和7年2月）